

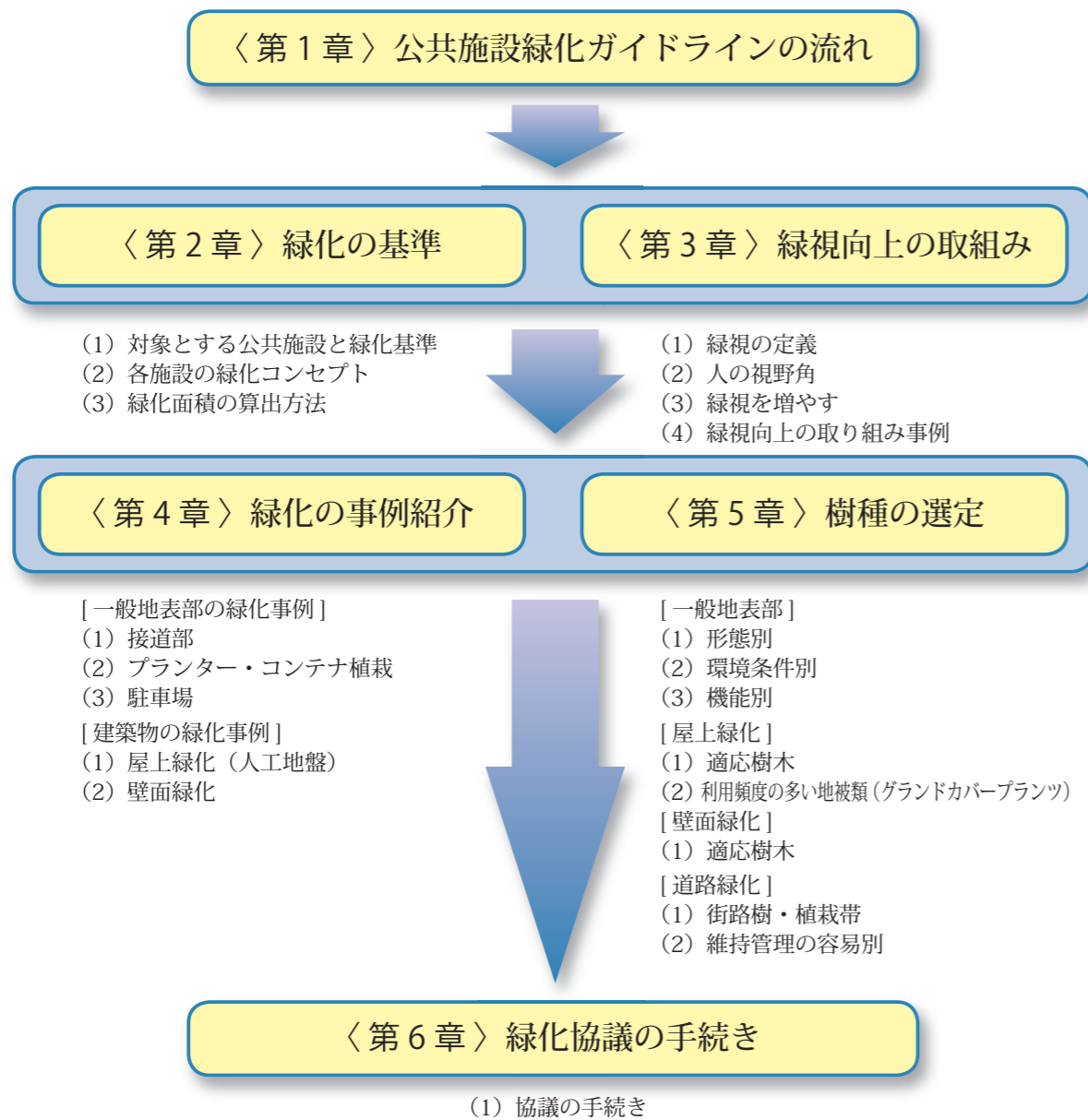
第2編 公共施設緑化ガイドライン

第1章 公共施設緑化ガイドラインの流れ

公共施設は地域のみどりの拠点や軸であるほか、不特定多数の市民が日常的に利用する場であることから、身近に目に触れ、感じることでみどりを計画することが重要です。そして設置する公共施設の役割や目的に応じてみどりの機能や効果を最大限に活用し、豊かなまちづくりの核として市民に愛される施設を整備していく必要があります。

当ガイドラインでは、みどりを多く創出するため量としての緑化基準を定めるとともに、みどりを多く感じられる緑視の向上の推進また、その実現に向けた緑化推進の手続きを定めるものです。

〈ガイドラインのスキーム〉



第2章 緑化の基準

1 対象とする公共施設と緑化基準

公共施設緑化ガイドラインの対象となる施設は、今後整備する公共建築物、公園・緑地、道路とし、緑化基準など以下のとおり、これを順守するよう努力します。

また、人の視野に入る歩行者の動線及び駐車場などについては、**樹高3m以上の高木を植栽することにより、立体的に見える緑のボリュームが増し、良好な景観形成に大きく寄与することから、高木の設置を推進していきます。**

(敷地面積 1,000 m²以上を対象)

対象とする公共施設

緑化の基本的な考え方		緑化基準(緑化率)
公共建築物	公共施設は、多くの市民が利用し、生活基盤を形成する重要な施設です。公共施設を緑化することにより、市民にやすらぎと潤いを与えるとともに、災害時には火災の延焼を防ぎ、避難地の確保にもつながります。また、市民に対しての緑化啓発の拠点ともなるため積極的な緑化に努めます。	25%
	庁舎、文化施設、環境衛生施設、コミュニティ施設、保健、福祉、医療施設、教育施設等	
緑化の基本的な考え方		緑化基準(緑化率)
公園・緑地	公園・緑地は、地域のみどりの拠点として人々にやすらぎや潤いを与えるだけでなく、環境の改善や緩和、多様な生物の生息、生育空間として機能するほか、レクリエーション活動や市民参画の場になるなど多様な目的や機能を有していることから、積極的な緑化に努めます。また災害時の延焼防止機能や一時避難場所としてのオープンスペースなど、防災機能に配慮したみどりを創出します。	30%~50%
	都市公園、その他公園等	

～緑化率とは～

建築物の緑化施設(植栽、花壇その他の緑化された施設など)の面積の敷地面積に対する割合。

積極的に緑化を推進する公共施設

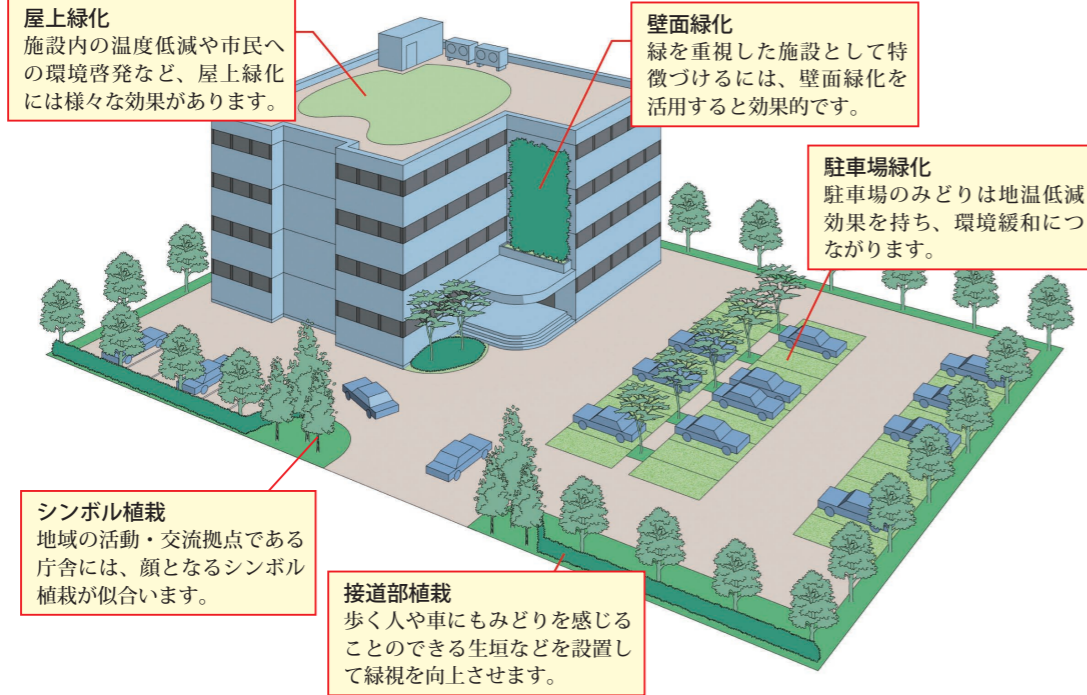
緑化の基本的な考え方		緑化基準(緑化率)
道路	街路樹など道路への緑化は、良好な都市景観形成に重要な役割を果たすほか、騒音や排出ガスの拡散を防ぐとともに、火災の延焼を防止する効果も持っていることから、道路計画の方針や地域の状況・要望等に応じて、 道路構造令に則った上で積極的な緑化 に努めます。	—
	街路樹、ポケットパーク等	

2 各施設の緑化コンセプト

庁舎等 緑化率 25%

市役所、区役所、出張所、連絡所等

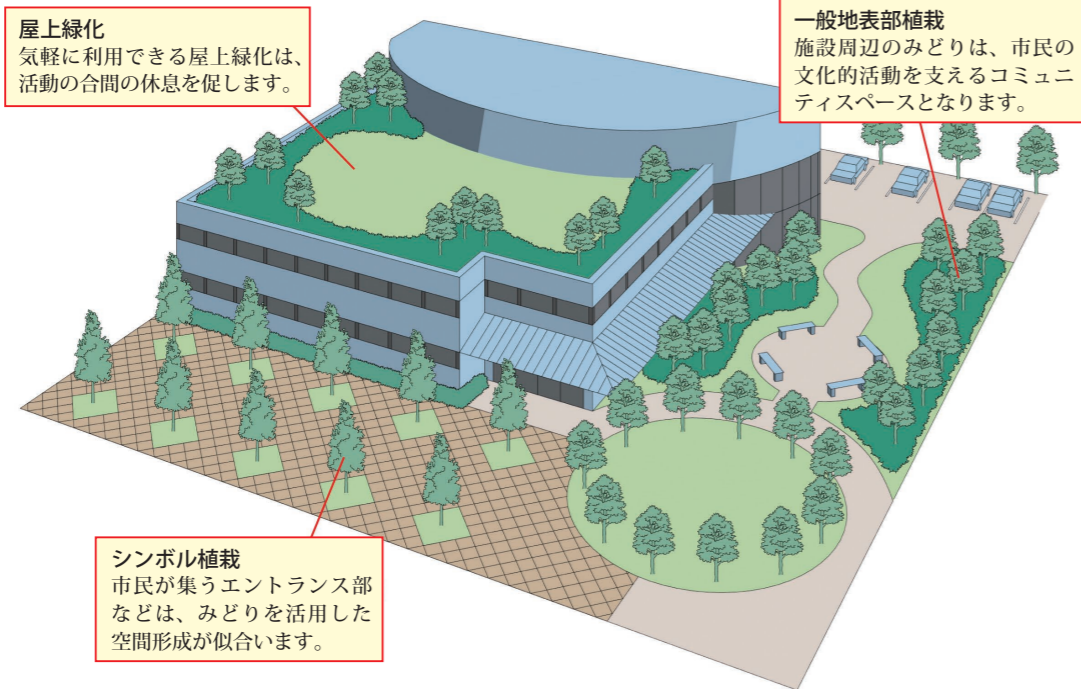
庁舎は、不特定多数の市民が利用する地域拠点であることから、壁面や屋上の緑化のほか、シンボル植栽や駐車場緑化などを計画し、地域の顔づくりを進めます。



文化施設 緑化率 25%

文化会館、市民ホール、美術館等

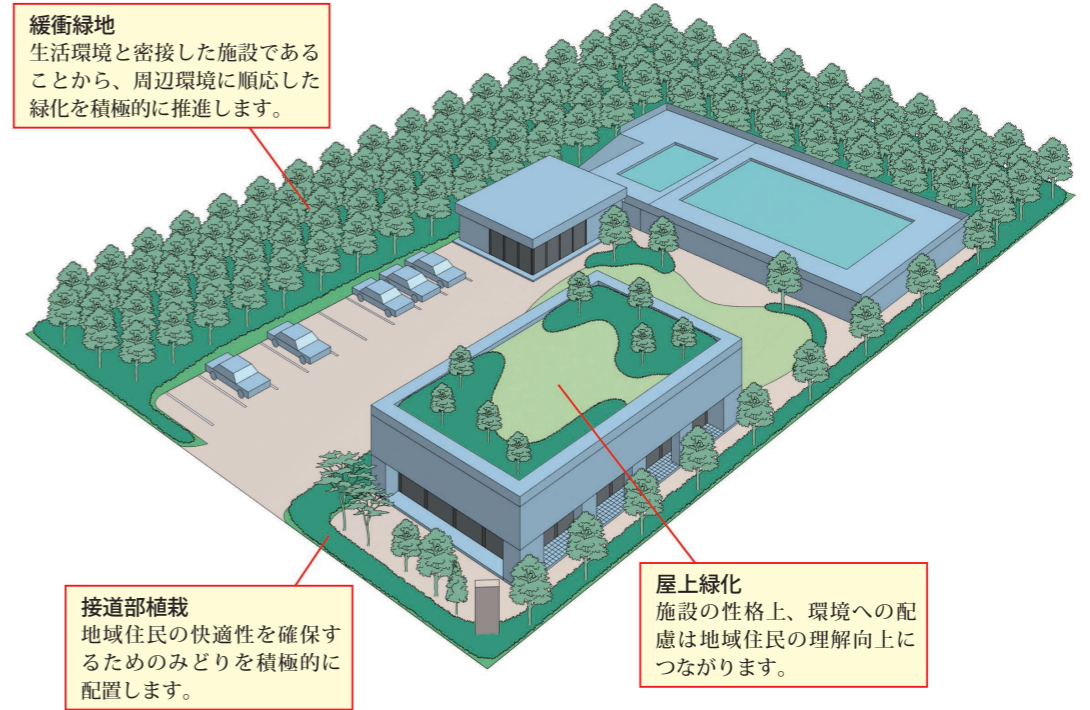
アプローチやエントランスなどへの単独植栽や滞留箇所への一般地表部植栽など、芸術や文化の拠点としてふさわしい景観を計画し、市民の憩いの場となる拠点づくりを進めます。



環境衛生施設 緑化率 25%

清掃センター、下水処理場、浄水場、廃棄物処理施設等

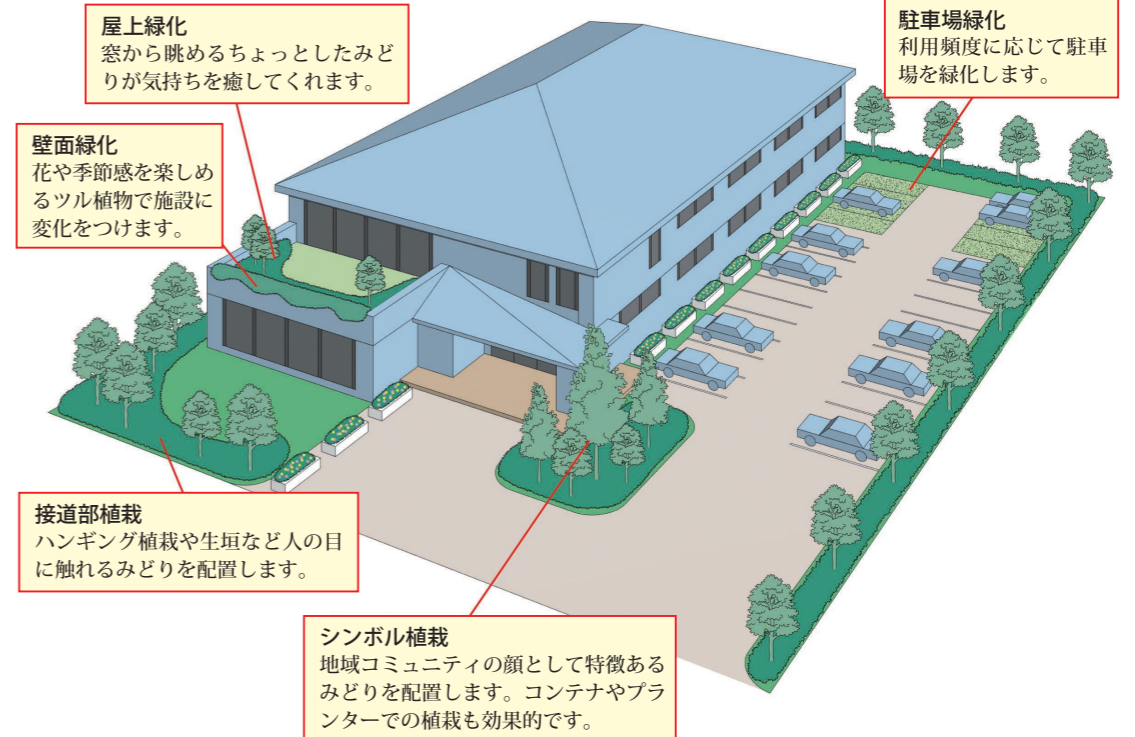
生活環境と密接に関係する施設であることから、地域住民の快適性を確保する緩衝緑地帯などを整備するなど、周辺環境に順応したみどりあふれる施設づくりを進めます。



コミュニティ施設 緑化率 25%

コミュニティセンター等

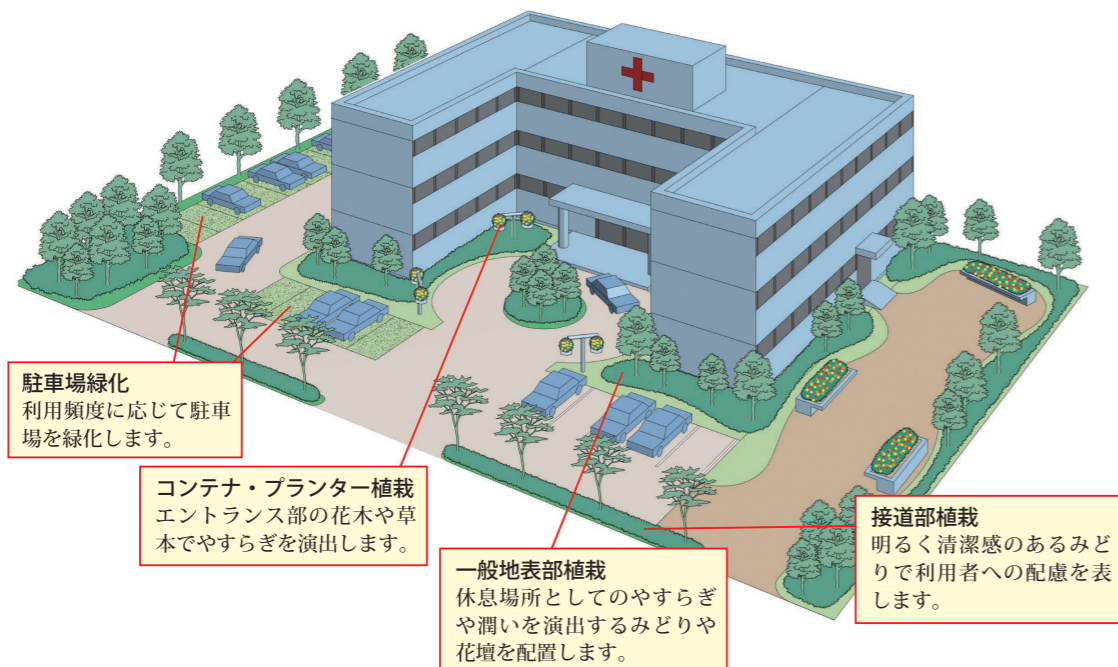
地域のコミュニティ活動をより豊かにするため、シンボル植栽やプランター植栽など、利用者の視野に入る場所への緑化に努め、多くの人々が集う施設づくりを進めます。



医療施設 緑化率 25%

市民病院等

コンテナ・プランター植栽や一般地表部植栽など、施設全体にみどりを増やすことにより、利用者にやすらぎや癒しを感じられる空間づくりを進めます。



駐車場緑化
利用頻度に応じて駐車場を緑化します。

コンテナ・プランター植栽
エントランス部の花木や草本でやすらぎを演出します。

一般地表部植栽
休息場所としてのやすらぎや潤いを演出するみどりや花壇を配置します。

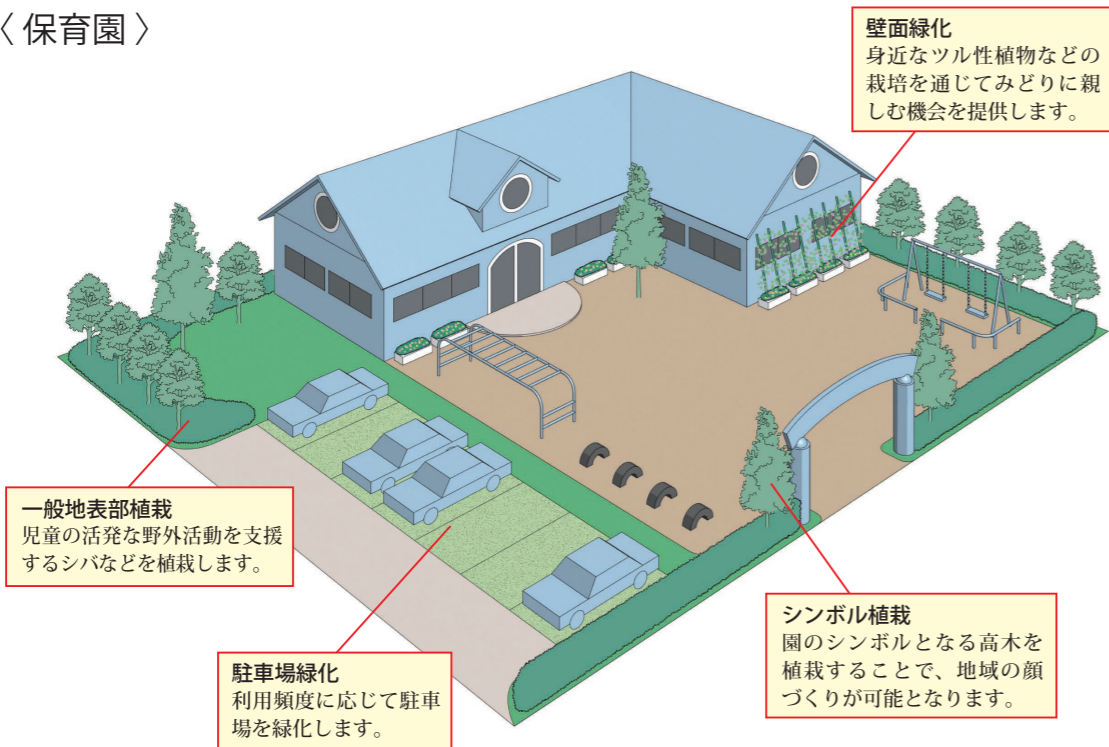
接道部植栽
明るく清潔感のあるみどりで利用者への配慮を表します。

保健施設 緑化率 25%

保育園、児童クラブ等

花や樹木に楽しく親しめるよう、シンボル植栽や壁面緑化などを工夫するほか、芝生広場や花壇の設置など一般地表部への緑化を進めます。

〈保育園〉



一般地表部植栽
児童の活発な野外活動を支援するシバなどを植栽します。

駐車場緑化
利用頻度に応じて駐車場を緑化します。

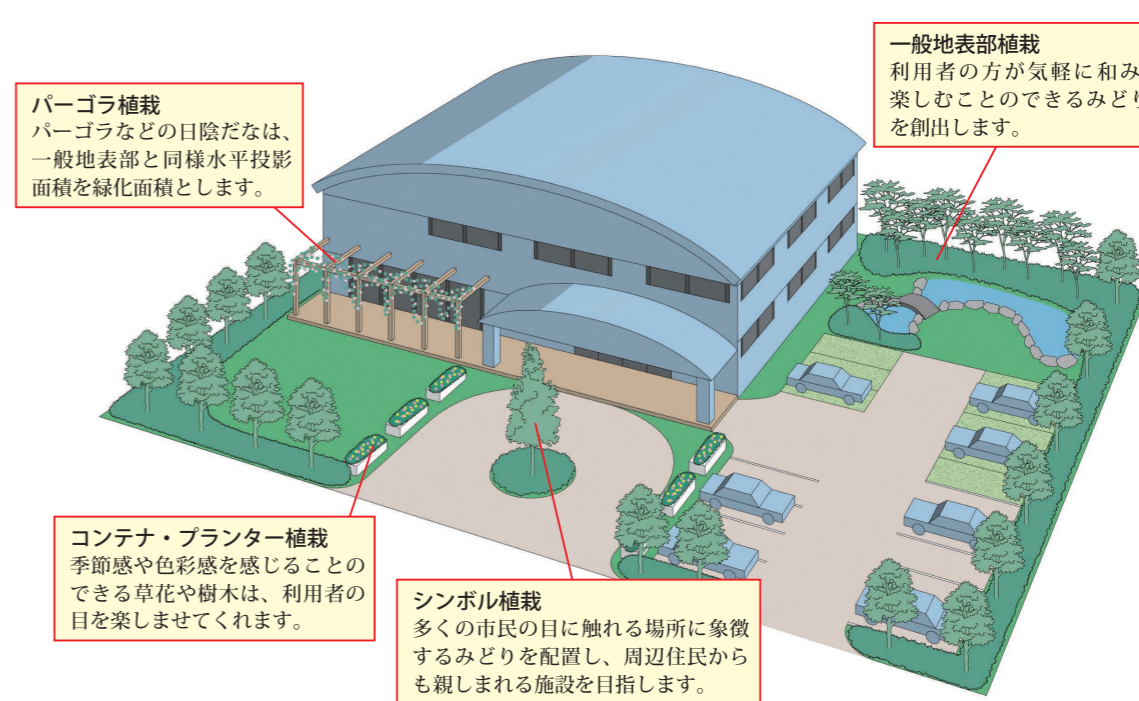
壁面緑化
身近なツル性植物などの栽培を通じてみどりに親しむ機会を提供します。

シンボル植栽
園のシンボルとなる高木を植栽することで、地域の顔づくりが可能となります。

福祉施設 緑化率 25%

老人福祉施設等

季節感あふれるコンテナ・プランター植栽やパーゴラや壁面への緑化を計画することにより、利用者が和み、親しめるような施設づくりを進めます。



パーゴラ植栽
パーゴラなどの日陰は、一般地表部と同様水平投影面積を緑化面積とします。

コンテナ・プランター植栽
季節感や色彩感を感じることのできる草花や樹木は、利用者の目を楽しませてくれます。

シンボル植栽
多くの市民の目に触れる場所に象徴するみどりを配置し、周辺住民からも親しまれる施設を目指します。

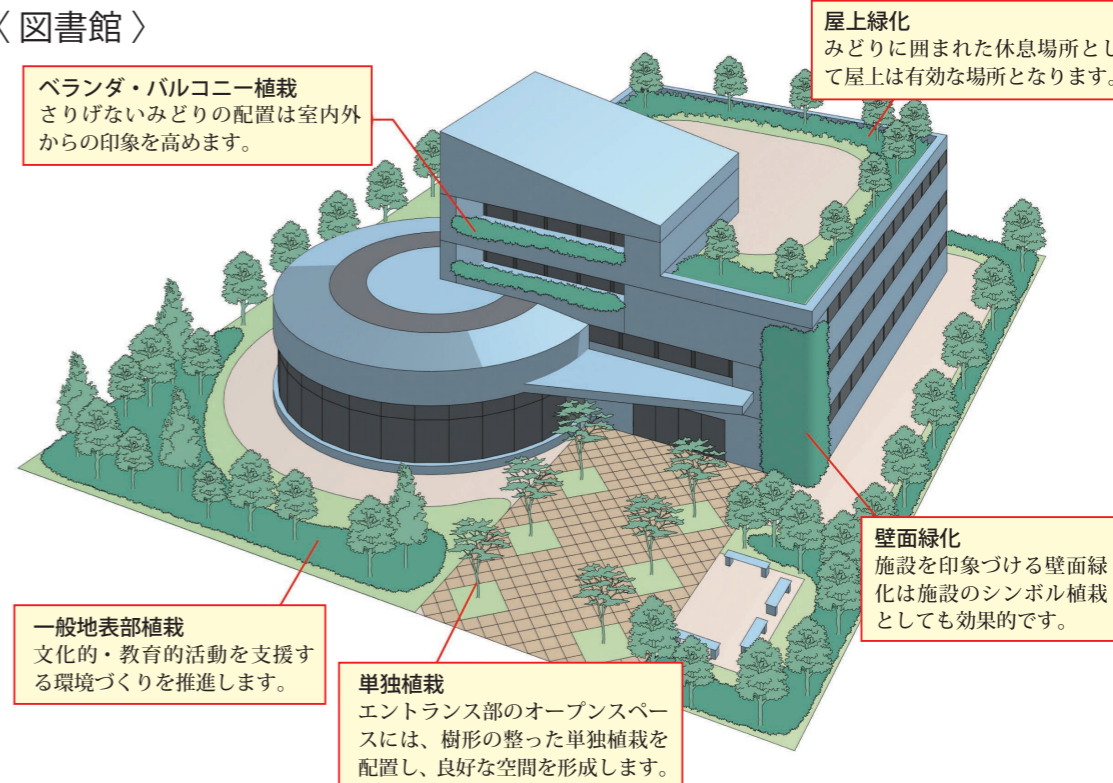
一般地表部植栽
利用者の方が気軽に和み、楽しむことのできるみどりを創出します。

教育施設 緑化率 25%

図書館、体育館、小・中学校等

静寂さを表現する図書館のみどり、野外活動を支える学校のグラウンド緑化など、施設の目的に応じて市民が主役のみどりの拠点づくりを進めます。

〈図書館〉



ベランダ・バルコニー植栽
さりげないみどりの配置は室内外からの印象を高めます。

一般地表部植栽
文化的・教育的活動を支援する環境づくりを推進します。

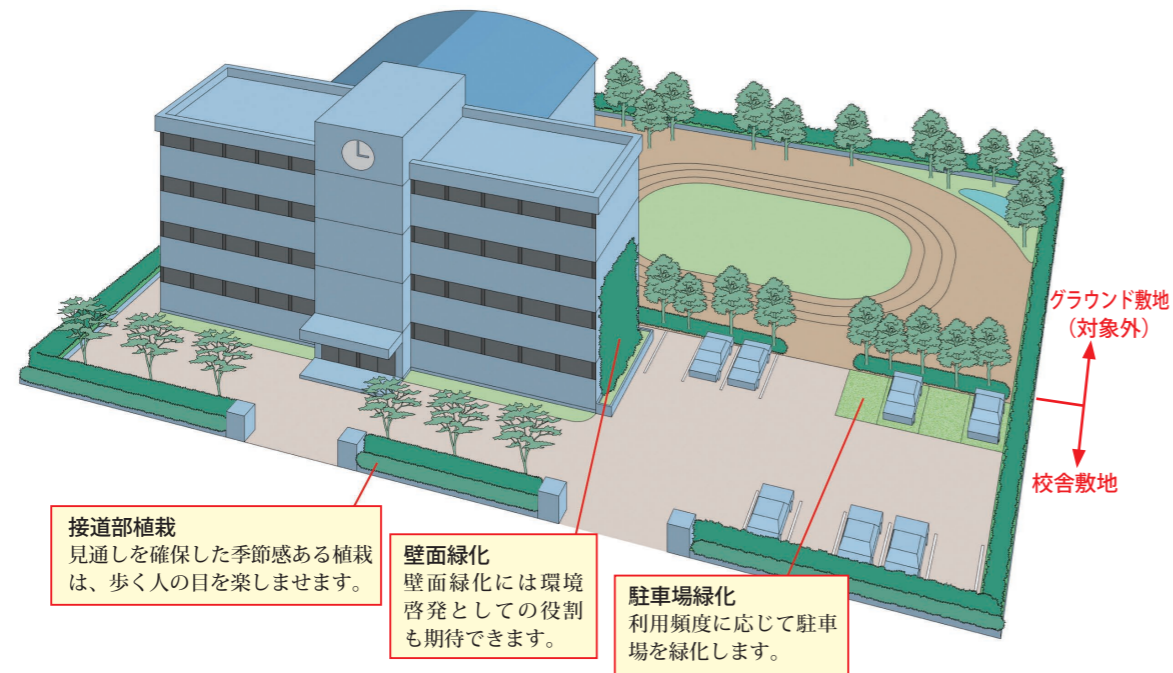
単独植栽
エントランス部のオープンスペースには、樹形の整った単独植栽を配置し、良好な空間を形成します。

屋上緑化
みどりに囲まれた休息場所として屋上は有効な場所となります。

壁面緑化
施設を印象づける壁面緑化は施設のシンボル植栽としても効果的です。

〈小・中学校〉

※ グラウンドについては、教育委員会などと連携し、別途目標などの設定を行います。

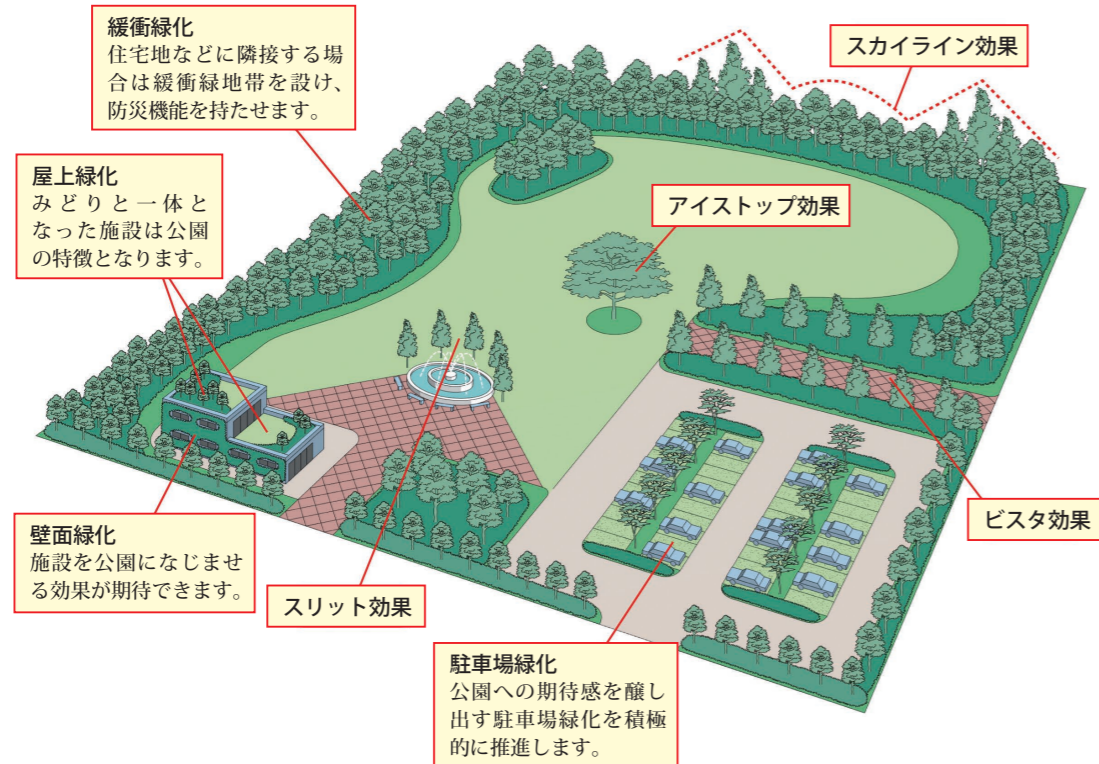


公園・緑地 街区公園・運動公園 緑化率 30%
近隣公園・地区公園・総合公園 緑化率 50%

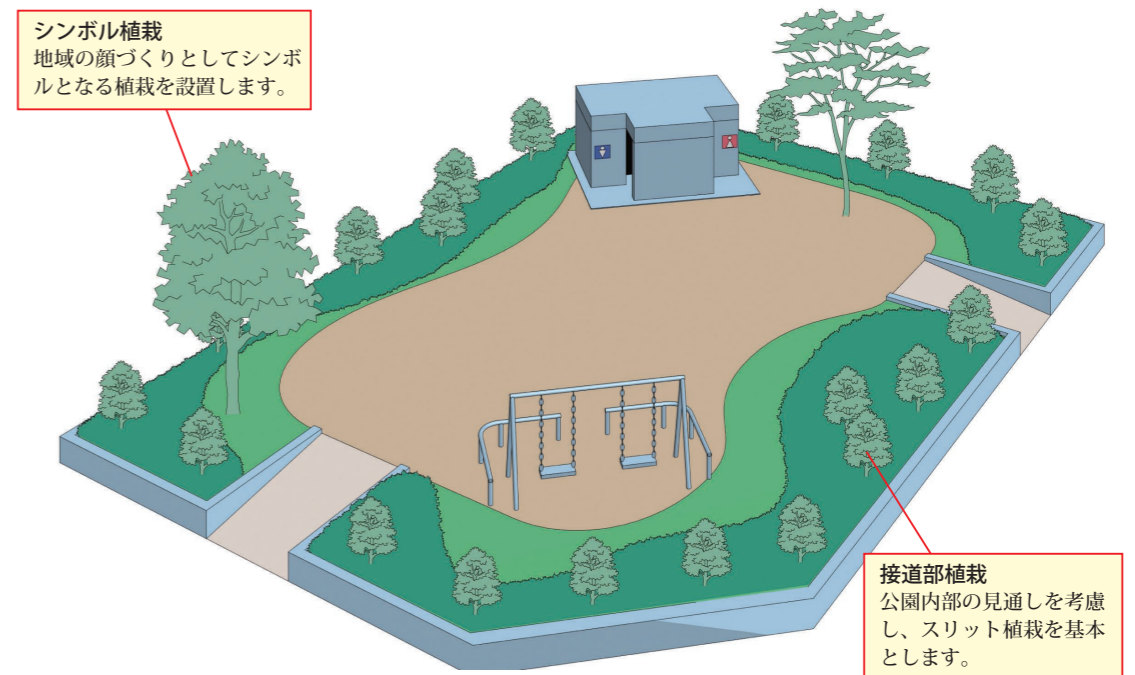
都市公園、その他の公園等

自然に囲まれた身近な遊び場、のんびりと過ごす憩いの場として、みどりあふれる公園づくりを進めるほか、災害時の避難場所として緑の防災機能を活かした公園づくりを進めます。

〈近隣公園 …… 2ha を標準として整備〉



〈街区公園 …… 0.25ha を標準として整備〉



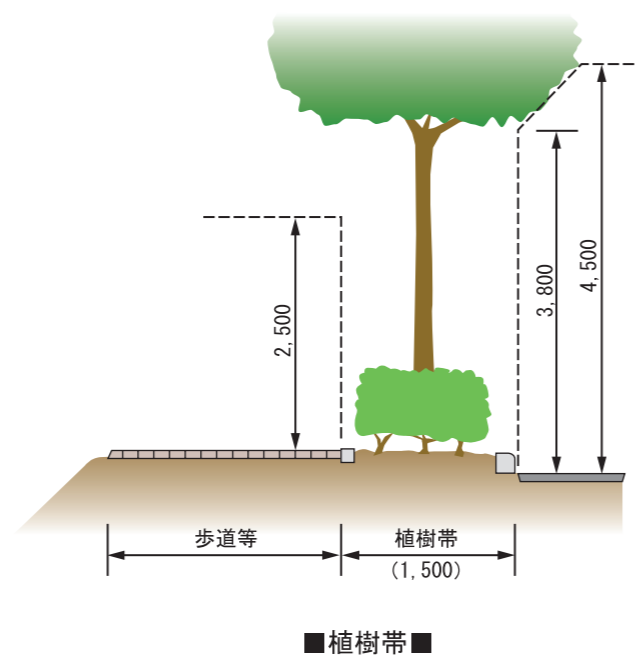
街路樹・植栽帯

街路樹、ポケットパーク等

良好な都市景観を形成し、まちに付加価値を生み出す街路樹植栽を積極的に推進し、まちの顔づくりを通じて緑視の向上に努めます。

道路構造令では、都市部の幹線となる道路であり、自転車や歩行者の交通量が多く、景観上の配慮が必要と考えられる第4種第1級及び第2級の道路には植樹帯を植樹帯を設けるものとし、その他の道路には必要に応じて設けるものとしています。

歩道に街路樹を設ける場合は、植栽柵を設置し、規程の歩道幅員に1.5mを加えた値を確保することが望まれています。また、植樹帯の幅員については、縁石などの外側線から1.5mを標準とすることが規定されており、実際には1m~2mの幅員が計画されます。



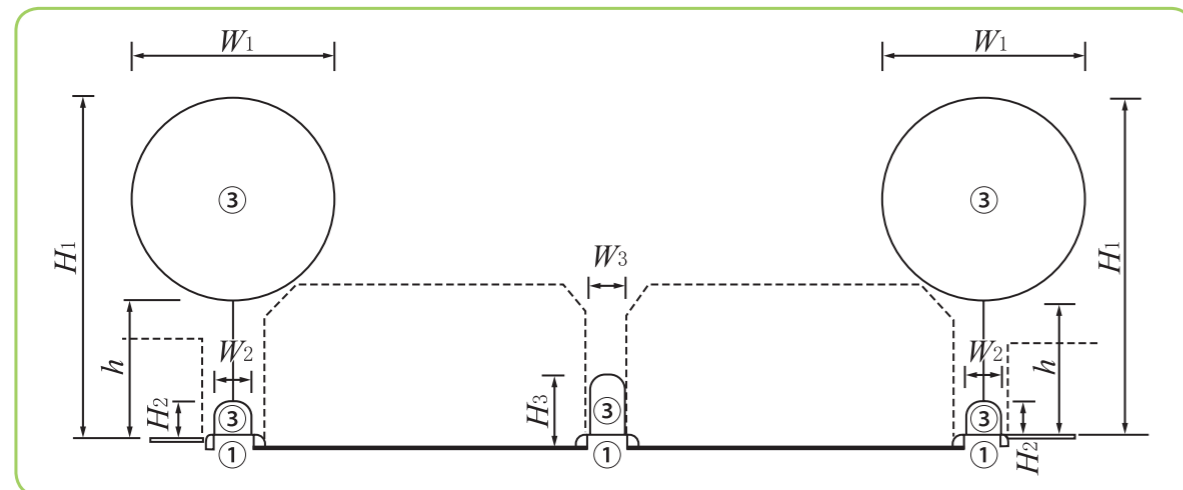
〈緑化目標の設定〉

道路に植栽を計画する場合は、道路の規格・構造、道路交通特性などの道路計画に係る事項、環境条件、沿道の土地利用、歴史・文化、自然環境などの地域特性に係る事項について把握するとともに、道路緑化に求められる機能や役割を理解した上で緑化目標を設定します。

〈緑化目標の設定手順〉

- ① 植栽地の基本配置の設定
- ② 配植の基本構造 (Hn,h,Wn) の設定
- ③ 樹種の基本構成の設定

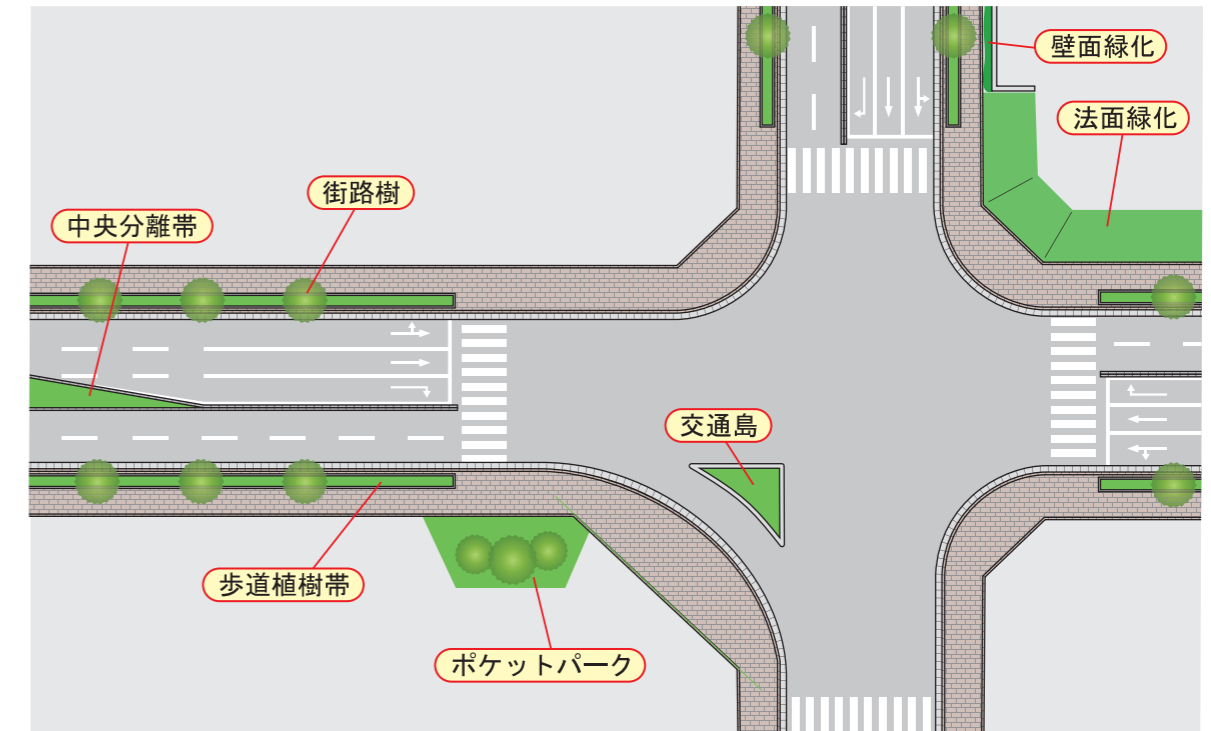
H… 高木、中木、低木それぞれの高さをいいます。
h… 高木の枝から下の高さをいいます。
一般的に2.5mを標準とします。
W… 高木、中木、低木それぞれの幅をいいます。



〔道路緑化技術基準・同解説〕より

① 植栽地の基本配置の設定

計画対象路線について、植栽の基本的な配置計画を立案します。主な植栽箇所には、歩道植樹帯、中央分離帯などがあります。

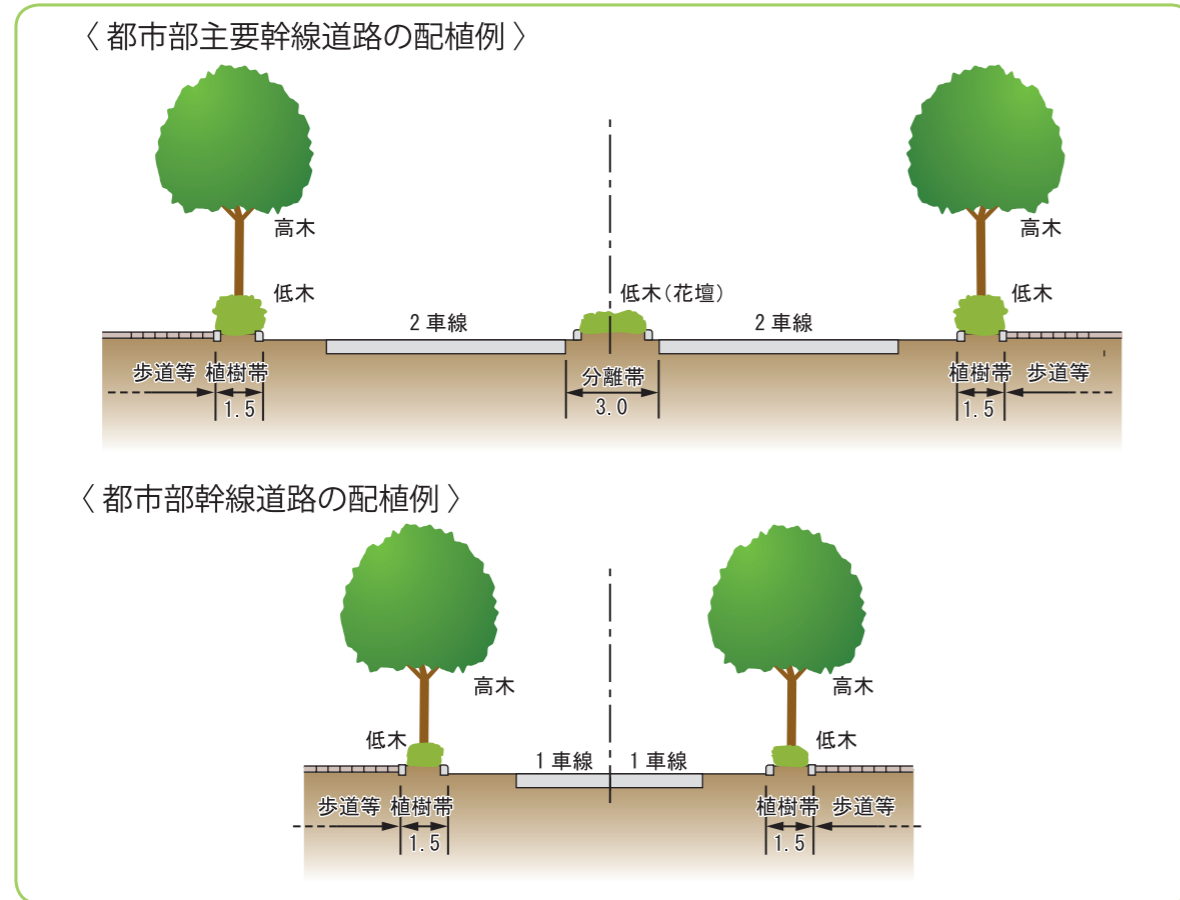


街路樹	道路用地内において、車道と平行に列植されている高木。 (歩道植樹帯内に列植されている高木を含む)
歩道植樹帯	歩道の車道側において、植木等を植栽するために、縁石等により区画された帯状の部分。
中央分離帯	車線を往復の方向別に分離し、側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分。
交通島	車両の安全かつ円滑な通行を確保し、または歩行者の横断の安全を図るために、交差点・車道の分岐点等に設けられる島状の施設。
法面緑化	道路用地内の法面のうち、植栽されている部分。
壁面緑化	道路用地内の壁面のうち、植栽されている部分。
ポケットパーク	事業によって生じた残地などを活用した小規模の緑地空間。

〔緑化・植栽マニュアル〕より

② 配植の基本構造の設定

植栽箇所に対して、高木・中木・低木・地被類の組み合わせや植栽構造などを検討します。整然と規則的に配置する街路樹は、人工的要素の多いまちなかに緑陰効果をもたらし、まちにリズムを生み出します。また、高木～低木を複数組み合わせることにより、遮光や遮音、環境保全など様々な効果を発揮することができます。



〈道路緑化技術基準・同解説による樹木の分類〉

高木	道路植栽のうち、樹高3m以上の樹木をいい、道路緑化の中心となるものである。限られた道路空間に植栽されるため、定期的に剪定を行い、生長を抑制する必要がある。
中木	道路植栽のうち、樹高1m以上3m未満の樹木をいう。高木と低木の中間層を構成し、高木を補完する機能を持つ。人の視線に近く、見通しの確保の留意する必要がある。
低木	道路植栽のうち、樹高1m未満の樹木をいう。高木の根締めとして使用するほか、高木や中木を植栽できない場所などに用いる。見通しの確保のため、定期的な刈り込みが必要である。
地被植物	地表面を密に覆う形で生育し、丈の低いもの、刈り込みなどの管理によって容易に丈を低く維持できるものをいう。

③ 樹種の基本構成の設定

樹種の構成については、植栽箇所の環境を十分に把握した上で計画するものとします。道路環境は、同じ地域にあっても微気象ではかなりの違いが見られるため、環境条件を慎重に検討し、樹種を選択する必要があります。

[55 ページ 第2編 第5章 樹種の選定 参照]

3 緑化面積の算出方法

緑化面積は、次の3種類に分類し、それぞれの合計値とします。

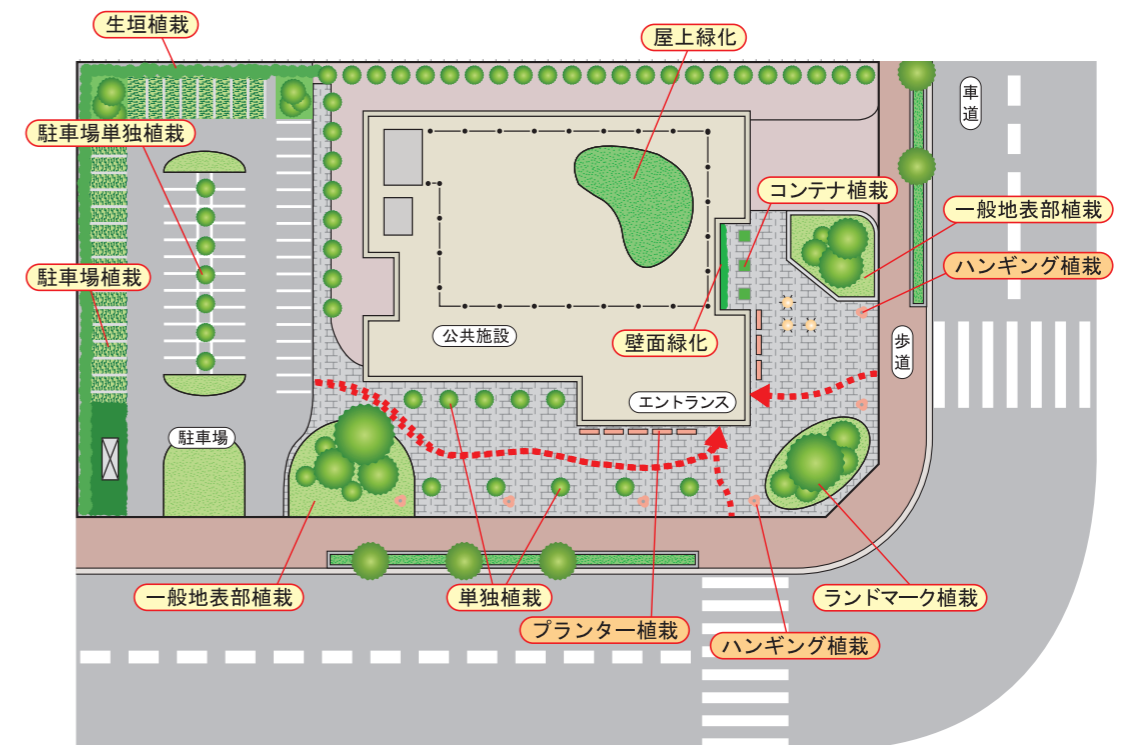
- 【単独植栽】 シンボル植栽など、単独で植栽される樹木を扱い、植栽後概ね10年後の水平投影面積を緑化面積とします。
- 【面植栽】 一般地表部や人工構造物上において、植栽帯など面的にみどりを確保している場合には、植栽基盤面積(花壇全体)を基本的な緑化面積とします。
- 【列植栽】 縦方向にみどりが展開する生垣や壁面緑化などの列植栽は、鉛直投影面積を緑化面積とします。

単独植栽	水平投影面積	樹木やコンテナ植栽など点のみどり
面植栽	水平投影面積	一般植栽基盤や駐車場緑化など面のみどり
列植栽	鉛直投影面積	生垣や壁面緑化など列のみどり

緑化面積を算出する対象

	建築物等		道路 公園・緑地
	一般地表部	人工地盤	
単独植栽	シンボル植栽 植栽樹・コンテナ	植栽樹・コンテナ	道路(植栽樹など) 公園・緑地
面植栽	一般植栽帯 駐車場	屋上部 傾斜屋根	道路(法面など) 公園・緑地
列植栽	接道部	接道部 壁面部 ベランダ・バルコニー部	道路(植樹帯など) 公園・緑地

〈建築物の緑化イメージ〉

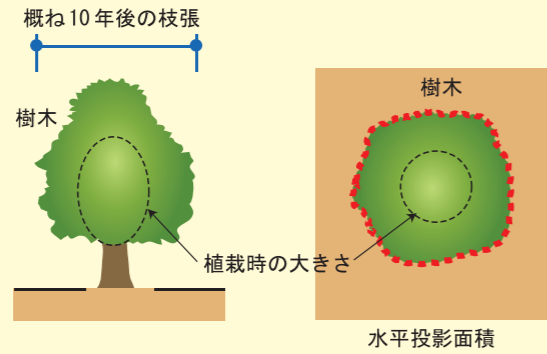


……は緑視向上に効果的な取り組みを示す植栽事例

(ア) 単独植栽の緑化面積算定方法

【一般地表部での単独植栽】

単独植栽のうち、樹高3m以上の高木については、植栽してから10年後を想定した水平投影面積を緑化面積として算出します。これは、高木のボリュームを緑化面積に反映させるために設定するものです。



単独植栽の緑化面積=水平投影面積 \odot m²

■ 単独植栽の緑化面積算出方法（水平投影面積） ■

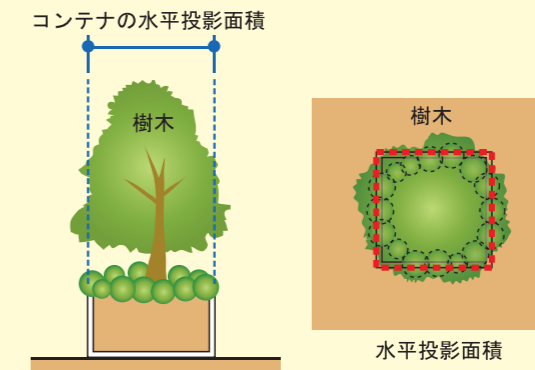
〈植栽樹木（高木）の標準規格〉

樹形	代表種	植栽時の樹高(H)	概ね10年後の状況	
			枝張(W)	緑化水平投影面積(m ²)
円柱形	ポプラ、ゲッケイジュ、ヤマナラシ、サカキ等	H=3.0	W=2.0	3.0
		H=4.0	W=2.5	5.0
		H=5.0	W=3.0	7.0
円錐形	カツラ、カラマツ、サワラ、ヒノキ、ヒマラヤスギ等	H=3.0	W=2.0	3.0
		H=4.0	W=3.0	7.0
		H=5.0	W=4.0	12.5
卵形 球形 不整形	スダジイ、タブノキ、ミズナラ、プラタナス、トウカエデ、ユリノキ、クヌギ等	H=3.0	W=2.0	3.0
		H=4.0	W=3.0	7.0
		H=5.0	W=4.0	12.5
逆円錐形	ケヤキ、ヤマザクラ、ソメイヨシノ、シンジュ等	H=3.0	W=3.0	7.0
		H=4.0	W=4.0	12.5
		H=5.0	W=5.0	20
枝垂形	シダレザクラ、シダレヤナギ、シダレウメ等	H=3.0	W=3.0	7.0
		H=4.0	W=4.0	12.5
		H=5.0	W=5.0	20

[76 ページ 第2編 第5章 樹種・草種特性概要と一覧表 参照]

【コンテナ単独植栽】

コンテナやプランターに高木などを植栽した場合は、コンテナやプランターの水平投影面積とします。



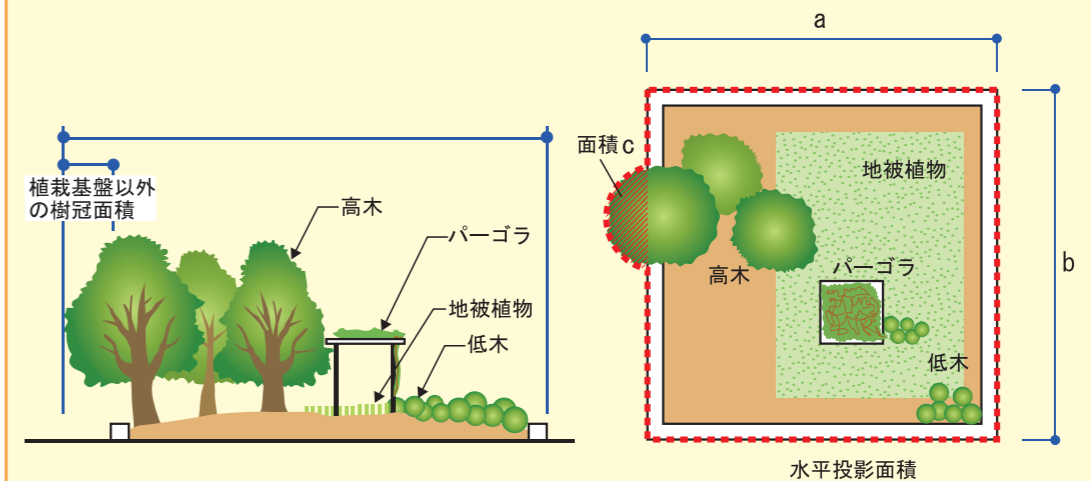
コンテナ植栽の緑化面積=コンテナの水平投影面積 \odot m²

■ 単独植栽の緑化面積算出方法（水平投影面積） ■

(イ) 面植栽の緑化面積算定方法

【一般植栽基盤】

区画された同一の植栽基盤の緑地に含まれるすべての樹木や地被植物を対象とし、その水平投影面積を緑化面積として算出します。

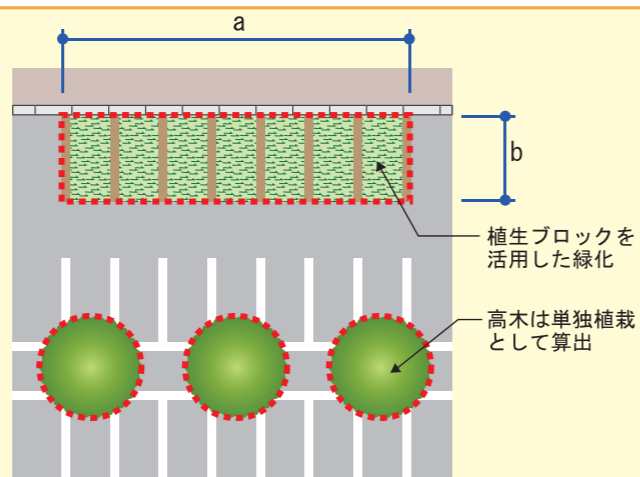


一般植栽基盤の緑化面積= $a \times b + c = \odot$ m²

■ 一般植栽基盤の算出方法（水平投影面積） ■

【駐車場】

植生ブロックなどを活用した駐車帯の敷設については、緑化率を100%と設定します。

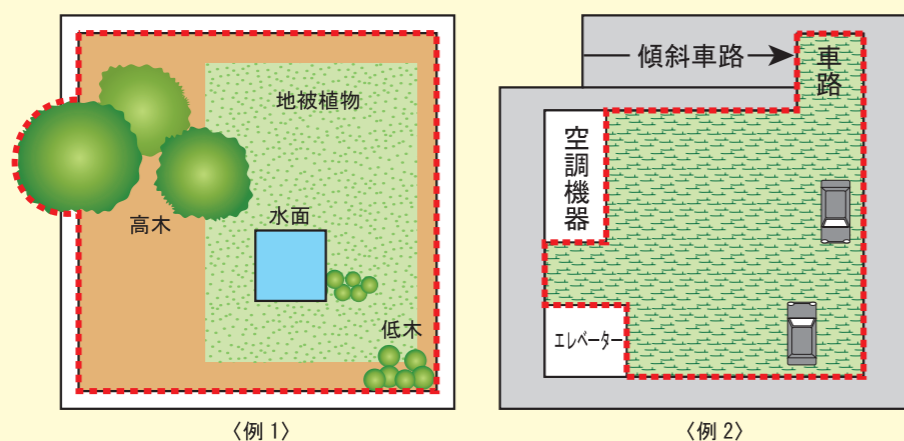


駐車場緑化面積 = $a \times b + \text{高木の水平投影面積} = \text{〇} \text{ m}^2$

■駐車場の算出方法（水平投影面積）■

【屋上】

屋上部の植栽帯は、一般植栽帯と同様に面積植栽として計算します。植栽ブロックなどを活用した屋上駐車場については、緑化率を100%と設定します。



屋上緑化面積 = 水平投影面積 = $\text{〇} \text{ m}^2$

■屋上緑化の算出方法（水平投影面積）■

【緑道】

不用となった排水路の上面を緑道などとして利用する場合、一般地表部と同様に緑化面積を計算します。



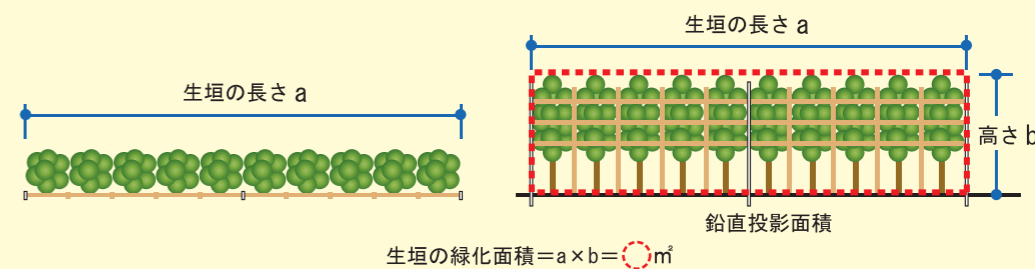
排水路の緑化面積 = 植栽面積

■排水路の算出方法（水平投影面積）■

(ウ) 列植栽の緑化面積算定方法

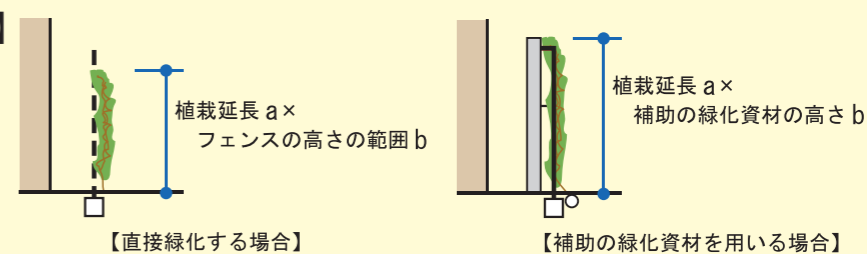
【生垣】

接道部の生垣や壁面緑化など鉛直方向に面を持つ植栽については、設置後想定する長さ・高さの実寸面積を緑化面積として算出します。



生垣の緑化面積 = $a \times b = \text{〇} \text{ m}^2$

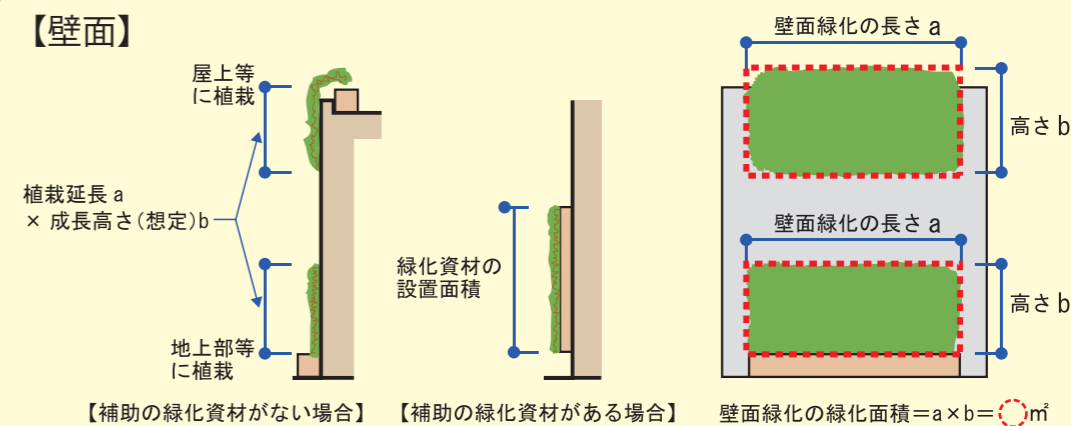
【フェンス】



フェンスの緑化面積 = $a \times b = \text{〇} \text{ m}^2$

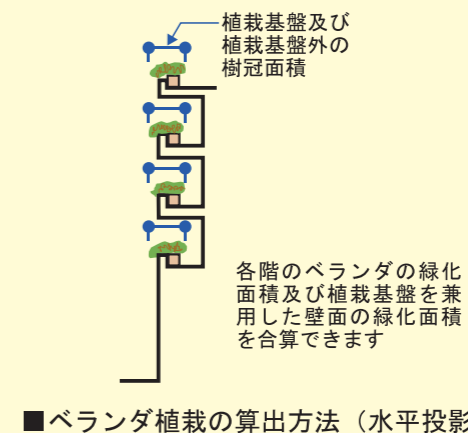
■生垣・フェンスの算出方法（鉛直投影面積）■

【壁面】



壁面緑化の緑化面積 = $a \times b = \text{〇} \text{ m}^2$

■壁面植栽の算出方法（鉛直投影面積）■



■ベランダ植栽の算出方法（水平投影面積）■

〈緑化率の積算例〉

